奈良県総合リハビリテーションセンター等給食業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

１　趣旨

奈良県総合リハビリテーションセンター及び奈良県障害者総合支援センター（以下「奈良県総合リハビリテーションセンター等」という。）の給食業務について、事業者に業務を委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定める。

２　委託業務の概要

(1) 業務名

奈良県総合リハビリテーションセンター等給食業務委託

(2) 内容及び実施方法

奈良県総合リハビリテーションセンターの入院患者及び奈良県障害者総合支援センターの利用者に対する給食業務並びにこれに付随する業務。

調理方式は、クックサーブ方式が好ましいが、クックチル方式の一部導入も可とする。

詳細は、「奈良県総合リハビリテーションセンター等給食業務委託仕様書」に定めるところによる。

(3) 履行場所

奈良県磯城郡田原本町大字多 722 番地
奈良県総合リハビリテーションセンター及び奈良県障害者総合支援センター

(4) 委託期間

２０２２年４月１日から２０２５年３月３１日まで

※契約締結日から２０２２年３月３１日までの間は、奈良県総合リハビリテーションセンター等における業務遂行に必要な準備期間とし、準備期間に要する一切の費用は受託者の負担とする。また、受託者は準備期間中に前事業者より引き継ぎ及び必要に応じて設備仕様の確認を行い、２０２２年４月１日からの業務に支障がないようにしておくこと。

(5) 委託施設の概要

施設の名称		施設の種類	１日当たりの患者数・利用者数
奈良県総合リハビリテーションセンター		医療法に基づく病院	(入院)88 人
奈良県障害者総合支援センター	わかくさ愛育園	児童発達支援センター	(通所)41 人
	自立訓練センター	障害者支援施設	(入所)24 人 (通所)14 人

（注）１日当たりの患者数・利用者数は 2020 年度実績

(6) 委託業務の運営方針

病院給食は、「治療の一環」として提供されるものであり、福祉施設における給食は、利用者の栄養、健康管理の面などから極めて重要であるとともに、入院患者及び利用者の「楽しみのひとつ」であることから、栄養管理のなされた安全で衛生的かつおいしい食事を経済

的に配慮して提供する。

３　参加資格

このプロポーザルに参加しようとする事業者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第４条第１項及び第２項の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。

(3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。

(4) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年 12 月奈良県告示第 425 号）による奈良県競争入札参加資格者名簿に、主たる営業種目「Ｑ７諸サービス①給食業務」で登録をしている者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせること。

〒630-8501　奈良市登大路町 30 番地
奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟１階）
電話番号（直通）０７４２－２７－８９０８

(5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。

(6) 医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第９条の１０に規定する基準に適合している者であること。

(7) 過去５年間（２０１６年４月１日から２０２１年３月３１日まで）に病床数２００床以上の病院３カ所以上において、当該委託業務と同種の業務を受託し、１年間以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。

(8) 業務の遂行が困難になった場合に備え、予め定めてある代行保証業者との契約書の写し（若しくはそれを証明する書類）、又は公益社団法人日本メディカル給食協会に所属している　証明書類を提出できること。

４　入札上限額

年間総額　　73,200,000 円（消費税を含まない）

５　実施日程（予定）

内　　容	期　間　・　期　限　等
(1) 公告及び資料配布開始	2021 年 10 月 1 日（金）
(2) 質問受付	2021 年 10 月 8 日（金）～2021 年 10 月 14 日（木）
(3) 質問回答	2021 年 10 月 21 日（木）
(4) 参加申込書の提出	2021 年 10 月 1 日（金）～2021 年 10 月 25 日（月）
(5) 企画提案書の提出	2021 年 10 月 25 日（月）～2021 年 11 月 5 日（金）
(6) プレゼンテーションの実施	2021 年 11 月中旬（指定する１日）
(7) 審査結果の通知	2021 年 11 月下旬～12 月上旬≪予定≫

６　公募型プロポーザル実施要項等の交付

⑴　交付期間

２０２１年１０月１日（金）から２０２１年１０月２５日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前９時から午後４時まで）

⑵　交付場所

末尾記載の提出先・問い合わせ先

７　質問の受付及び回答

実施要項等についての質問を次のとおり受け付け、回答は、質問者を伏せた形で参加申込書提出業者にＦＡＸで回答する。

なお、電話や来訪による口頭での質問や、受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

⑴　受付期間

２０２１年１０月８日（金）午前９時から２０２１年１０月１４日（木）午後４時まで

⑵　提出様式

質問書（第２号様式）

⑶　提出場所

末尾記載の提出先・問い合わせ先

⑷　提出方法

ＦＡＸによる提出。なお、質問提出後、事務局へＦＡＸ着信の確認をすること。

⑸　回答日

２０２１年１０月２１日（木）

⑹　その他

・質問内容を確認するため、事務局から問い合わせをする場合がある。

・質問に対する回答は、実施要項等の追加又は修正とみなすので、質問の有無にかかわらず必ず確認すること。

８　参加申込書の提出

⑴　提出期間

２０２１年１０月１日（金）から２０２１年１０月２５日（月）まで

⑵　提出様式

参加申込書（第１号様式）

⑶　提出場所

末尾記載の提出先・問い合わせ先

⑷　提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による提出

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前９時から午後４時まで

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

⑸　参加辞退

参加申込書を提出した者が、それ以降の参加を辞退する場合は、その旨書面により申し出ること。

９　企画提案書の提出及び提案項目

(1) 提出書類

提出書類、規格及び制限枚数は次表のとおりとする。

大 項 目	中　　項　　目	規格・制限枚数
表紙	企画提案書（第３号様式）	Ａ４、１枚
(1) 総括的事項	① 会社概要	Ａ４、１枚
	② 受託実績	Ａ４、１枚
	③ 運営方針	Ａ４、２枚
	④ 病院職員及び福祉施設職員との協力体制	
	⑤ 受託準備体制	
(2) 給食業務運営	① 食材料の調達方法について	Ａ４、５枚
	② 調理作業実施に当たっての考え方、留意事項	
	③ 配膳･下膳及び食器洗浄実施に当たっての考え方、留意事項	
	④ 献立作成の考え方、留意事項（献立サイクル期間等）	
	⑤ 日々の患者及び利用者の満足度を向上させる方法	
	⑥ クレーム対応	
	⑦ 食数等変更時の対応	
	⑧ 患者及び利用者サービス	
(3) 衛生管理	① 食材料の受入れ及び調理等の衛生管理について	Ａ４、４枚
	② 二次汚染の防止について	
	③ 施設設備、調理器具等の衛生管理について	
	④ 衛生管理体制について	
(4) 従事者等の配置	① 配置計画表	Ａ４、３枚
	② 従事者の配置等についての考え方	
	③ 組織図	

(5) １日のﾀｲﾑｽｹｼﾞｭｰﾙ	① １日のタイムスケジュール（平日・休日）	Ａ４、４枚
(6) 教育・研修	① 教育・研修の体制、内容、方法	Ａ４、１枚
(7) 危機管理	① 不測事態（災害、食中毒、感染症等）発生時の対応	Ａ４、２枚
(8) 委託料概算見積	① 委託料概算見積書（第４号様式） 概算根拠（１食の食材料費代、固定費代も明記）	Ａ４、２枚
(9) 自由提案	奈良県総合リハビリテーションセンター等の規模や特徴を考慮し、患者や利用者等に有意義になる提案	Ａ４、２枚

(2) 記入要領及び留意事項

① 提案書は、Ａ４判・縦型・横書き・左綴じとし、ページ番号を付すること。

② 提案書に記載する文字の大きさは１０．５～１２ポイントとし、書体は任意とする。

③ 文章を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用してもよい。（この場合、Ａ３判を折りたたんで使用して差し支えない。）

④ 提案書には、会社名は記載しないこと。（正本１部は除く）

(3) 添付書類

① 法人登記簿謄本

② 決算書等（直近の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類）

③ 医療関連サービスマーク認定証の写し、又は医療法施行規則第９条の１０に規定する基準に適合することを証する書類

④業務の遂行が困難になった場合に備え、予め定めてある代行保証業者との契約書の写し、若しくはそれを証明する書類、又は公益社団法人日本メディカル給食協会に所属していることを証明する書類。

⑤ プレゼンテーションにおいて、「パワーポイント」等のプレゼンテーションツールにより説明をする場合は、そのスライドを印刷したもの

(4) 提出期間

２０２１年１０月２５日（月）から２０２１年１１月５日（金）まで

(5) 提出場所

末尾記載の提出先・問い合わせ先

(6) 提出部数

各８部　　内訳：正本１部、副本７部（副本はコピー可）

※ただし、添付書類（⑤を除く）は１部とする。

(7) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による提出

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前９時から午後４時まで

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(8) その他

① １社１提案とすること。

② 提出書類について、提出後の訂正、追加、差し替え等は認めない。

③ 提出書類の作成、提出に要する費用など、本件提案に係る費用は提案者の負担とする。

④ 提出された書類は、返却しない。
⑤ 提出された書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
⑥ 手続きにおいて使用する言語・通貨は、日本語・日本国通貨とする。
⑦ 書類提出後、辞退する場合は、その旨書面により申し出ること。
⑧ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
⑨ 提出書類に虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

10　契約の相手方の決定方法

「奈良県総合リハビリテーションセンター等給食業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を開催し、提出された提案書と提案者のプレゼンテーションの内容について、予め定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる第一交渉権者を決定し、契約に至らない場合は第二交渉権者以降と交渉を行う。

(1) 評価項目

評　価　区　分	評　価　項　目
会社の業務概要及び業務受託実績について	① 会社の経営基盤、業務体制
	② 病院給食業務の受託実績
業務運営の基本的考え方及び受託準備体制について	① 業務運営方針
	② 病院職員及び福祉施設職員との協力体制
	③ 受託準備体制
給食業務運用の実施方法について	① 食材料の調達方法について
	② 調理作業実施に当たっての考え方、留意事項
	③ 配膳・下膳及び食器洗浄実施に当たっての考え方、留意事項
	④ 献立作成の考え方、留意事項（献立サイクル期間等）
	⑤ 日々の患者及び利用者の満足度を向上させる方法
	⑥ クレーム対応
	⑦ 食数等変更時の対応
	⑧ 患者及び利用者サービスの対応方法
給食業務に係る衛生管理について	① 食材料受入及び調理等の衛生管理について
	② 二次汚染の防止に係る方策

	③ 施設設備、調理器具等の衛生管理について
	④ 衛生管理に係る体制
従事者の配置計画及び組織について	① 配置計画表
	② 従事者の配置等についての考え方
	③ 組織図
１日のタイムスケジュールについて	① 一日のタイムスケジュール
従事者の教育・研修について	① 教育・研修の体制、内容、方法等
危機管理について	① 不測事態（災害、食中毒、感染症等）発生時の対応策
委託料について	① 見積金額
自由提案	① 奈良県総合リハビリテーション等の規模や特徴を考慮し、患者や利用者等に有意義になる提案

⑵ 評価基準

別紙１，２の通りとする。

⑶ プレゼンテーション

① 日時

２０２１年１１月中旬予定

・日時と時間は決定次第、別途文書にて通知する。

・プレゼンテーションは、１社につき２０分間とし、その後１０分程度の質疑応答を行う。

② 場所

奈良県総合リハビリテーションセンター　２階会議室

③ 参加人数

プレゼンテーションの参加者は１社３名以内とする。

④ その他

・プレゼンテーションの実施順序は、企画提案書の受付順とする。

・プレゼンテーションは、提出済みの資料にて行うこととし、追加配布資料は認めない。

・パワーポイント等のプレゼンテーションツールによる説明は可能とする。この場合、スライドを印刷のうえ、追加資料として提案書の提出期限までに提出すること。

・プロジェクター、スクリーン、テーブル、椅子等は準備するが、パソコン等必要となるものは持参すること。

⑷ 審査結果の通知

２０２１年１１月下旬から１２月初旬≪予定≫、全提案者に文書にて通知する。

11　契約の締結

(1) 第一交渉権者を優先交渉権者として、事業の実施などに関する細目事項について協議のうえ、契約を締結する。

ただし、協議が整わず、契約できる見込みがないときは、次点者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約は、奈良県総合リハビリテーションセンター及び奈良県障害者総合支援センターがそれぞれ個別に締結する。

(3) 委託業務の実施に際して、提案書の内容をそのまま実施するものではない。

12　契約の不締結

第一交渉権者の選定後、第一交渉権者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

13　契約の解除

契約締結後、契約者について前項の(1)から(6)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を奈良県総合リハビリテーションセンターに報告せず、若しくは警察に届けなかったと認めるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。

なお、前項中「第一交渉権者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

14　事務局（提出先・問い合わせ先）

〒636-0345　奈良県磯城郡田原本町大字多 722 番地
奈良県総合リハビリテーションセンター　栄養管理科
TEL：0744-32-0200
FAX：0744-32-0208
E-mail：tamaoka-miho@nara-pho.jp
HP アドレス：http://www.nara-pho.jp/reha/